

令和元年11月18日 開会

令和元年11月18日 閉会

(定例会第2回)

玄界環境組合議会会議録

玄界環境組合

目 次

第1号（11月18日）

告 示	1
応招議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
出席議員	3
欠席議員	3
議会事務のため出席した者の職・氏名	3
説明のため出席した者の職・氏名	3
開 会	3
会期の決定	3
会議録署名議員の指名	4
諸報告	4
承認第3号 専決処分の承認について（糟屋郡公平委員会委員の選任について：小河武文氏）	5
承認第4号 専決処分の承認について（糟屋郡公平委員会委員の選任について：緒方博氏）	5
承認第5号 専決処分の承認について（糟屋郡公平委員会委員の選任について：尾畠弘典氏）	5
議案第7号 玄界環境組合立じん芥処理場使用料条例の一部を改正する条例の制定について	6
認定第1号 平成30年度玄界環境組合同計決算の認定について	8
議案第8号 平成31年度玄界環境組合同計補正予算（第2号）について	14
同意第2号 玄界環境組合監査委員の選任について（熊野君男氏）	16
閉 会	17
署 名	18

玄界環境組合告示第5号

令和元年玄界環境組合議会第2回定例会を次のとおり招集する。

令和元年11月11日

玄界環境組合

組合長 田辺 一城

1 期 日 令和元年11月18日（月曜日）午後1時30分

2 場 所 古賀市役所4階第1委員会室

○開会日に応招した議員

花田 鷹人君

牧野真紀子君

江上 隆行君

古賀 誠視君

岡本 陽子君

上畝地白馬君

蒲生 守君

結城 弘明君

○応招しなかった議員

なし

令和元年 玄界環境組合議会第2回定例会会議録

令和元年11月18日（月曜日）

議事日程（第1号）

令和元年11月18日 午後1時30分開会

- 日程第1 会期の決定
日程第2 会議録署名議員の指名
日程第3 諸報告
日程第4 承認第3号 専決処分の承認について（糟屋郡公平委員会委員の選任について：小河武文氏）
日程第5 承認第4号 専決処分の承認について（糟屋郡公平委員会委員の選任について：緒方博氏）
日程第6 承認第5号 専決処分の承認について（糟屋郡公平委員会委員の選任について：尾畠弘典氏）
日程第7 議案第7号 玄界環境組合立じん芥処理場使用料条例の一部を改正する条例の制定について
日程第8 認定第1号 平成30年度玄界環境組合会計決算の認定について
日程第9 議案第8号 平成31年度玄界環境組合会計補正予算（第2号）について
日程第10 同意第2号 玄界環境組合監査委員の選任について（熊野君男氏）
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会期の決定
日程第2 会議録署名議員の指名
日程第3 諸報告
日程第4 承認第3号 専決処分の承認について（糟屋郡公平委員会委員の選任について：小河武文氏）
日程第5 承認第4号 専決処分の承認について（糟屋郡公平委員会委員の選任について：緒方博氏）
日程第6 承認第5号 専決処分の承認について（糟屋郡公平委員会委員の選任について：尾畠弘典氏）
日程第7 議案第7号 玄界環境組合立じん芥処理場使用料条例の一部を改正する条例の制定について
日程第8 認定第1号 平成30年度玄界環境組合会計決算の認定について
日程第9 議案第8号 平成31年度玄界環境組合会計補正予算（第2号）について
日程第10 同意第2号 玄界環境組合監査委員の選任について（熊野君男氏）
-

出席議員（８名）

花田 鷹人君
牧野真紀子君
江上 隆行君
古賀 誠視君

岡本 陽子君
上畝地白馬君
蒲生 守君
結城 弘明君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

議会事務のため出席した者の職・氏名

議会事務書記 永島 邦子君

説明のため出席した者の職・氏名

組合長	田辺 一城君	副組合長	伊豆美沙子君
副組合長	原崎 智仁君	副組合長	長崎 武利君
事務局長	横田 浩一君	総務課長	永島 邦子君
総務課参事補佐	管 英雄君		
古賀清掃工場場長			尾田 繁男君
宗像清掃工場場長			吉原 賢治君
古賀清掃工場場長補佐			柴 晴巳君
宗像清掃工場場長補佐			北崎 光雄君
代表監査委員			熊野 君男君

午後１時30分開会

〔出席議員 8名〕

○議長（結城 弘明君） 皆さん、こんにちは。時間となりましたので、ただいまから令和元年
玄界環境組合議会第2回定例会を開会いたします。

議員定数8名中、ただいまの出席議員は8名全員でございます。定足数に達しておりますの
で、議会は成立いたしております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会期の決定

○議長（結城 弘明君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異
議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日間と決定いたしました。

日程第 2. 会議録署名議員の指名

○議長（結城 弘明君） 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 87 条の規定によって、3 番、牧野真紀子議員、4 番、上畝地白馬議員、以上の 2 名を指名いたします。

日程第 3. 諸報告

○議長（結城 弘明君） 日程第 3、諸報告をいたします。

本日は、地方自治法第 121 条の規定により、議案等の説明のため出席を求めていますのは、組合長、副組合長、監査委員、その他関係職員でございます。

次に、監査委員から地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定により、平成 30 年度の平成 30 年 10 月分から 5 月分まで、並びに平成 31 年度の 4 月分から 5 月分までの出納検査を実施いたしました結果、報告書及び地方自治法第 199 条第 4 項の規定により、平成 30 年度の定期監査の結果報告書が提出されておりましたので、あわせて送付いたしております。

次に、組合長から第 2 回定例会招集に当たって、挨拶並びに報告事項があれば、お願いいたします。

組合長。

○組合長（田辺 一城君） 皆様、こんにちは。組合長の古賀市長の田辺一城でございます。

本日は、令和元年玄界環境組合議会第 2 回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、公私とも大変お忙しい中、ご参集いただきましてまことにありがとうございます。

さて、本日提案いたしております議案の説明を申し上げます。

承認第 3 号から承認第 5 号は、玄界環境組合が構成団体となっております糟屋郡公平委員会の公平委員の選任について、専決処分を行っておりますので、承認をお願いするものでございます。

議案第 7 号は、玄界環境組合立じん芥処理場使用料条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

認定第 1 号は、平成 30 年度玄界環境組合会計決算の認定についてでございます。歳入総額 38 億 4,109 万 286 円、歳出総額 37 億 5,456 万 5,435 円、歳入歳出差し引き 8,652 万 4,851 円となる決算となっております。

監査委員の意見を付して、議会の認定を求めるものでございます。

議案第 8 号は、平成 31 年度玄界環境組合会計補正予算（第 2 号）についてでございます。歳入歳出をそれぞれ 1 億 159 万円増額し、総額 29 億 112 万 2,000 円とするものでございます。

同意第 2 号は、玄界環境組合監査委員の選任についてでございます。

以上が、上程する7議案でございます。

議案の細部につきましては、議題とされました際に、事務局長に説明をさせますので、議員の皆様におかれましては、ご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げまして、まことに簡単ではございますが、議会招集に当たっての挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（結城 弘明君） 以上で、組合長の挨拶並びに報告事項を終わります。

日程第4. 承認第3号 専決処分の承認について

日程第5. 承認第4号 専決処分の承認について

日程第6. 承認第5号 専決処分の承認について

○議長（結城 弘明君） 日程第4、承認第3号専決処分の承認についてから、日程第6、承認第5号専決処分の承認についてまでを一括議題といたします。

事務局長に内容の説明を求めます。

横田事務局長。

○事務局長（横田 浩一君） それでは、議案書の1ページをお開きください。

専決処分を行った、糟屋郡公平委員会の選任3件について説明いたします。議案書は、1ページから9ページまでになります。

糟屋郡公平委員会は、古賀市と糟屋郡内7町及び関連一部事務組合で共同設置していますが、委員3人が10月末日で任期満了となることから、後任委員に2ページの小河武文氏、5ページの緒方博氏、8ページの尾畠弘典氏を選任するもので、任期は4年になります。

なお、議決期限がありましたので、専決処分をしましたことから、報告するとともに承認を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（結城 弘明君） これより質疑に入ります。質疑は一括してお受けいたします。何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） ないようでございますので、質疑を終結いたします。直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） 異議なしと認めます。よって、直ちに採決いたします。

まず、日程第4、承認第3号専決処分の承認については、これを承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立8／8名〕

○議長（結城 弘明君） ありがとうございます。全員賛成であります。したがって、日程第4、承認第3号専決処分の承認については、承認することに決定いたしました。

次に、日程第5、承認第4号専決処分の承認については、これを承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立8／8名〕

○議長（結城 弘明君） ありがとうございます。全員賛成であります。したがって、日程第5、承認第4号専決処分の承認については、承認することに決定いたしました。

次に、日程第6、承認第5号専決処分の承認については、これを承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立8／8名〕

○議長（結城 弘明君） ありがとうございます。全員賛成であります。したがって、日程第6、承認第5号専決処分の承認については、承認することに決定いたしました。

日程第7. 議案第7号 玄界環境組合立じん芥処理場使用料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（結城 弘明君） 日程第7、議案第7号玄界環境組合立じん芥処理場使用料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

事務局長に内容の説明を求めます。

横田事務局長。

○事務局長（横田 浩一君） 議案書の10ページをお開きください。

議案第7号、玄界環境組合立じん芥処理場使用料条例の一部を改正する条例の制定について、説明いたします。

これは、清掃工場のじん芥処理場使用料について、受益者負担の適正化を図るため、処理経費に見合った使用料に改定しようとするものです。

使用料につきましては、平成18年度までは、10キログラムごとに100円としていましたが、平成19年4月から、10キログラムごとに140円に改定し、現在に至っております。

通常、家庭系、事業系の一般廃棄物のほとんどは、ごみを排出する者が、構成市町の定める指定袋に入れて所定の場所に出せば、収集車が回収します。この分については、指定袋に処理料を含めて構成市町が徴収しております。また、分別ステーションで、収集される資源物につきましても、構成市町の負担で実施されています。

今回、改定する使用料は、個人搬入や汚泥搬入の清掃工場に直接搬入されるごみ処理分が対象となります。使用料の考え方としまして、古賀・宗像両清掃工場の過去10年間の1トン当たりのごみ処理原価を平均しますと、古賀清掃工場は、2万811円、宗像清掃工場は、2万5,858円になります。

安価である古賀清掃工場を基準に使用料の設定を行いますと、10キログラム当たり208円になりますが、搬入者の負担緩和措置として、前回の平成19年の改定と同様にごみ処理原価の8割相当を適用し、170円として使用料を改定するものです。

ただし、汚泥搬入については、構成市町の公共下水道やし尿の処理施設から搬入されるため、公共性が高く、それぞれの施設運営において住民の方々の負担に影響が出ない10キログラムごとに150円とするものです。

それでは、12ページの参考資料新旧対照表をお願いいたします。右側が現行で、左側が改正案となっております。

第2条第2項の中の「140円」を「170円」に改めまして、同項にただし書きとして「ただし、組合市町の公共施設から搬入される下水汚泥、し尿汚泥及びし渣については、10キログラムごとに150円として算出した額とする。」を加えるものでございます。

附則規定におきまして、この改正条例の施行日は、令和2年4月1日からとするものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（結城 弘明君） これより質疑に入ります。何かございませんか。

蒲生守議員。

○議員（6番 蒲生 守君） お尋ねいたします。汚泥に関しては、各市町村の負担分になると思いますので、今回の料金改定によって、各市町村がどの程度の増加になるかと。今まで大体、搬入量というのが決まっておると思うんですが、それに対して単価差に関してふえていくのではないかと考えてますが、そういう試算はされておられますでしょうか。

○議長（結城 弘明君） 横田事務局長。

○事務局長（横田 浩一君） 汚泥搬入の増加料ということで、30年度の搬入量で試算いたしました。古賀清掃工場で661万7,230円の増、宗像清掃工場で458万270円の増額になります。

以上です。

○議長（結城 弘明君） 蒲生守議員。

○議員（6番 蒲生 守君） 構成市で割っていただきたいと思ったんですけど、トータルとして600万、これは年間という考え方で、年間の増加料ということでよろしいでしょうか。

○議長（結城 弘明君） 横田事務局長。

○事務局長（横田 浩一君） お見込みのとおりです。

○議長（結城 弘明君） ほかにご質問がございましたら。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） 討論を終結いたします。直ちに採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立8／8名〕

○議長（結城 弘明君） ありがとうございます。全員賛成であります。したがって、日程第7、

議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第8. 認定第1号 平成30年度玄界環境組合会計決算の認定について

○議長（結城 弘明君） 日程第8、認定第1号平成30年度玄界環境組合会計決算の認定についてを議題といたします。

事務局長に内容の説明を求めます。

横田事務局長。

○事務局長（横田 浩一君） 決算書の説明をいたします。長くなりますので、座って説明させていただきます。

○議長（結城 弘明君） どうぞ。

○事務局長（横田 浩一君） 平成30年度玄界環境組合歳入歳出決算書をごらんください。決算書を3枚めくっていただきまして、1ページをお開きください。

平成30年度玄界環境組合会計歳入歳出決算書、歳入総額38億4,109万286円、歳出総額37億5,456万5,435円、歳入歳出差し引き額8,652万4,851円になります。

それでは、事項別明細書の歳出から説明いたします。

なお、不用額の説明は、節で30万円以上のものについて説明いたします。

10、11ページをお願いします。

1款1項1目議会費、予算現額に対して、支出済額67万2,383円、執行率74.9%です。

2款総務費1項1目一般管理費、本部の経費になります。予算現額に対して、支出済額1億3,664万9,526円、執行率98.8%です。

不用額の主なものとして、3節職員手当等46万3,421円は、主に時間外勤務手当と扶養手当で、時間外勤務手当は、当初見込みよりも少なく済んだこと、扶養手当については、職員の被扶養者の就職等に伴い少なく済んだことによるものです。

14、15ページをお願いします。

2項1目監査委員費、予算現額に対して、支出済額11万1,357円、執行率87.7%です。

3款衛生費1項1目処分場等管理費、本部が管理しております処分場の管理費になります。予算現額に対して、支出済額1,785万4,570円、執行率98.1%です。

2項古賀清掃工場じん芥処理費1目じん芥処理総務費、古賀清掃工場の人件費及び管理費です。予算現額に対して、支出済額2億2,237万8,394円、執行率96%です。

16ページ、17ページをお願いします。

不用額の主なものとして、3節職員手当等55万9,045円は、2款総務費、一般管理費の職員手当等と同様に、主に時間外勤務手当、扶養手当において不用となったことによるものです。

11節需用費606万6,845円は、主に電気料において、発電機を更新したことで発電

効率が上昇したため発電量が増え、当初想定していた買電量が少なく済んだことによるものです。

13節委託料、不用額167万7,806円は、環境調査等委託契約において、古賀清掃工場周辺の玄望園開発工事に伴い、例年、環境モニタリング調査を実施していたため池が、平成30年度は調査を実施できなくなり、変更契約に至ったことで減額となったことによるものです。

18節備品購入費、不用額32万2,816円は、公用車購入に係る契約執行残です。

18、19ページをお願いします。

2目可燃物処理費、古賀清掃工場焼却施設の維持経費です。予算現額に対して、支出済額13億1,779万2,526円、執行率98.2%です。

不用額の主なものとして、11節需用費2,086万7,431円は、主に燃料費において、機器のトラブルにより運転日数が減じたことで、予定していた灯油の使用量が少なくなったこと、ごみ焼却施設の施工業者である三井E&Sエンジニアリングとの灯油使用量精査協議で、平成29年度分の精算量が納入されたことによるものです。また、医薬材料費も燃料費と同様に、薬剤の使用量が少なく済んだこと、入札による購入単価減によるものです。

13節委託料318万8,643円は、主に灰処理等委託において、機器のトラブルにより運転日数が減じたことで、予定していた溶融飛灰、脱塩残渣の発生量が少なく、これに伴う処理費、収集運搬費が少なく済んだことによるものです。

20、21ページをお願いします。

3目不燃物処理費、古賀清掃工場リサイクル施設の維持経費です。予算現額に対して、支出済額1億3,899万751円、執行率99.8%です。

4目処分場管理費、古賀清掃工場内処分場の維持経費です。予算現額に対して、支出済額12万8,520円、執行率84.6%です。

3項宗像清掃工場じん芥処理費1目じん芥処理総務費、宗像清掃工場の人件費及び管理費です。予算現額に対して、支出済額1億6,515万1,937円、執行率99.1%です。

22、23ページをお願いします。

不用額の主なものとして、3節職員手当等34万374円は、2款総務費、一般管理費の職員手当等と同様に、主に時間外勤務手当、扶養手当の減額によるものです。

24、25ページをお願いします。

ページの下、2目可燃物処理費、宗像清掃工場焼却施設の維持経費です。予算現額に対して、支出済額12億1,924万9,194円、執行率99.4%です。

26、27ページをお願いします。

不用額の主なものとして、11節需用費198万887円は、燃料費において、コークスが当初見込み単価より高騰したため、平成30年度玄界環境組合計補正予算第2号にて増額補正を行いましたが、その後の値下がりによって、前回購入時より安価に契約ができたことによる執行残です。

13節委託料578万9,629円は、主に灰処理等委託において、予定していた溶融飛灰

の発生量が少なく、これに伴う処理費、収集運搬費が少なく済んだことによるものです。

3目不燃物処理費、宗像清掃工場リサイクル施設の維持経費です。予算現額に対して、支出済額1億2,418万5,216円、執行率98.6%です。

不用額の主なものとして、13節委託料170万6,727円は、主に施設・設備保守・整備等委託において、予定していた更新整備のうち点検の結果、容器包装に係る圧縮機が整備のみで済んだことによるものです。

4目処分場管理費、宗像清掃工場内処分場の維持管理費です。予算現額に対して、支出済額156万1,680円、執行率99.9%です。

28、29ページをお願いします。

4款1項公債費、予算現額に対し、支出済額4億983万9,381円です。内訳については、1目元金、2目利子、それぞれ右端の備考欄のとおりになります。

5款予備費は、439万8,000円を充用しております。古賀清掃工場のリサイクルプラザ施設にありますアルミ選別機のローラー部分が損傷したため早期に更新する必要が生じ、委託料として324万円、また、宗像清掃工場のガス化熔融施設整備において、蒸気タービン発電機に不良箇所が見つかり、機器を交換する期間、使用する電力を全て購入することになり、電気料として115万8,000円充用し対応しております。

一番下をごらんください。

以上、歳出合計、予算現額38億1,952万5,000円、支出済額37億5,456万5,435円、不用額6,495万9,565円になります。

続きまして、歳入の説明をいたします。

前のページに戻りまして、6、7ページをお願いします。

1款分担金及び負担金の説明をいたします。

1項1目経常費分担金24億4,200万円の調定に対して、同額を収入しました。

内訳は、本部経常費分担金として8,762万4,000円、古賀清掃工場経常費分担金として14億6,001万円、宗像清掃工場経常費分担金として8億9,436万6,000円をそれぞれ収入しています。

2目創設費分担金4億984万1,000円の調定に対して、同額を収入しました。

内訳は、古賀清掃工場創設費分担金として1億5,893万7,000円、宗像清掃工場創設費分担金として2億5,090万4,000円を収入しています。

経常費と創設費を合計した構成団体の分担金は、古賀市が6億1,666万5,000円、福津市が6億7,107万2,000円、新宮町が3億8,744万6,000円、宗像市が11億7,665万8,000円になります。

2款使用料及び手数料1項1目ごみ処理場使用料2億1,472万3,500円の調定に対して、同額を収入しました。

古賀清掃工場使用料は1億2,243万8,300円、宗像清掃工場使用料は9,228万5,200円を収入しました。内訳は右端の備考欄のとおりです。

2目グラウンド使用料8万200円の調定に対して、同額を収入しました。

3款財産収入1項1目財産貸付収入360万円の調定に対して、同額を収入しました。福津市手光の福岡清掃工場跡地を、太陽光発電所用地として貸し付けております。

8、9ページをお願いします。

2目利子及び配当金356万9,192円の調定に対して、同額を収入しました。財政調整基金、福岡清掃工場閉鎖及び埋立物再処分基金の定期預金による運用利子になります。内訳は右端の備考欄のとおりです。

5款繰越金、前年度から1億6,498万8,054円を繰り越しております。

6款諸収入1項1目雑入1億5,698万8,340円の調定に対して、同額を収入しました。両工場の有価物及び電気の売却益等による収入です。内訳は右端の備考欄のとおりです。

7款組合債1項1目衛生債4億4,530万円の調定に対して、同額を収入しました。宗像清掃工場の基幹改修に伴う一般廃棄物事業債による収入になります。

以上、歳入合計、予算現額38億1,952万5,000円、調定額38億4,109万286円、収入済額38億4,109万286円になり、不納欠損額、収入未済額はありませんでした。

これで説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（結城 弘明君） 次に、監査委員から決算審査報告をお願いいたします。

熊野監査委員。

○代表監査委員（熊野 君男君） 監査報告をいたします。

平成30年度玄界環境組合会計の決算について、組合長から審査を求められましたので、令和元年8月23日に牧野監査委員と審査いたしました。

審査に当たりましては、会計歳入歳出決算書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書、基金の運用状況に関する調書等、関係書類の閲覧、諸帳簿等の照合、その他必要と認める審査を行いました。

その結果、審査に付された決算については、適正に処理され、決算の計数は正確であると認めます。

以上、簡単ではありますが、監査報告を終わります。

○議長（結城 弘明君） これより質疑に入りますが、質問の際には、ページ数、款項目節を示していただき、質問をお願いいたします。

今回の決算審査に当たりましては、全体を五つに分割して質疑をお受けいたしたいと思います。

まず、一つ目は、決算書10ページから15ページの本部経常経費に関する部分、二つ目は、14ページから21ページの新賀清掃工場に関する部分でございます。三つ目は、20ページから27ページの宗像清掃工場に関する部分でございます。四つ目は、28ページから34ページの公債費、予備費並びに実質収支に関する調書、財産に関する調書まで、そして、五つ目は6ページから9ページの歳入部分であります。それぞれの部分について、1人原則3回までの質疑をお受けいたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず初めに、決算書10ページから15ページの1款議会費、2款総務費、3款

1 項のじん芥処理費までの部分につきまして、質疑をお受けいたします。質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） ないようでございますので、次に、14 ページから21 ページの古賀清掃工場に関する部分につきまして、質疑をお受けいたします。

蒲生議員。

○議員（6 番 蒲生 守君） 16 ページの13 款委託料について、先ほどご説明がございました。ため池が今回はかれなかったために減額と。すみません、私のほうに知識がありませんので、まず、今までの経緯と、なぜ今回そのようなことになったのか、その辺をまずお話いただけないかなと思います。

○議長（結城 弘明君） 尾田古賀清掃工場場長。

○古賀清掃工場場長（尾田 繁男君） お答えします。このため池は、浦田新池でございまして、ただいま古賀市のほうで行われております玄望園の工事の関係で、ため池の部分も改修されておりますので、その部分が調査できなかったということになっております。

以上です。

○議長（結城 弘明君） 蒲生議員。

○議員（6 番 蒲生 守君） そのポイントが調査できないということにおいて、そのかわりとか、そういう考え方っていうのはあるんでしょうか。

○議長（結城 弘明君） 尾田古賀清掃工場場長。

○古賀清掃工場場長（尾田 繁男君） この分につきましては、工場が建った当初から行われている場所でありまして、この件については、有識者、関係住民、それと行政のほうでつくられております環境委員会の中におきまして、玄望園の開発中、一時調査を中止し、開発が終わった後に再開しまして計測しますけども、そこで調査結果が非常に変わってございましたら別の原因が考えられることもあるので、一旦、その玄望園の開発が終わった後の再調査までは、そのままにしておくということになっております。

以上です。

○議長（結城 弘明君） 蒲生議員。

○議員（6 番 蒲生 守君） 今のお話であれば、地域住民の方々も入った協議会の中で、そのことをお諮りいただいて、そのことで了承をいただいているというふうなことでしょうか。最終的には。

○議長（結城 弘明君） 尾田古賀清掃工場場長。

○古賀清掃工場場長（尾田 繁男君） 議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長（結城 弘明君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） それでは、次に、20 ページから27 ページの宗像清掃工場に関する部分につきまして、質疑をお受けいたします。

岡本陽子議員。

○議員（2 番 岡本 陽子君） 27 ページ、3 款3 項2 目の13 委託料の8 でお伺いします。

施設・設備運転等委託料の中で、基幹整備事業費というのは幾らぐらいになるのでしょうか。

○議長（結城 弘明君） 吉原宗像清掃工場場長。

○宗像清掃工場場長（吉原 賢治君） ご確認ですけども、基幹系の改修工事のことの回答でよろしいですか。内容についてのご質問ということで。

○議員（２番 岡本 陽子君） はい。

○宗像清掃工場場長（吉原 賢治君） 基幹改修は、平成２８、２９、３０年の３か年で行っております。内容は、急いで改修をしないと安定、安全な操業ができない部分について、必要最小限の改修を行っております。金額は、３０年度は４億９、４８５万６、０００円になっております。

以上でございます。

○議長（結城 弘明君） 岡本陽子議員。

○議員（２番 岡本 陽子君） 平成２８年から３０年度までの金額で、トータルで幾らになっているか教えていただけますか。

○議長（結城 弘明君） 吉原宗像清掃工場場長。

○宗像清掃工場場長（吉原 賢治君） まとめてお答えいたします。２８、２９、３０の事業費の合計は、１３億４、３７３万６、０００円になっております。年度ごとに申しますと、平成２８年度が３億３、１５６万円、２９年度が５億１、７３２万円、平成３０年度が４億９、４８５万６、０００円になっております。

以上でございます。

○議長（結城 弘明君） 岡本議員。

○議員（２番 岡本 陽子君） 当初、２０億ぐらいの予定だったのではないかなと思ってんですが、その差額が今からどうなるのかお教えいただけますか。

○議長（結城 弘明君） 吉原宗像清掃工場場長。

○宗像清掃工場場長（吉原 賢治君） おっしゃるとおり、最初に計画しておりましたのは２０億程度の額でございましたが、過大なる金額でありますので、最小限のもの、安定して操業できる箇所について早急に手当したのが、先ほど言いました１３億４、３７３万円でございます。差し引き６億５、０００万円ぐらいが残っておりますが、これにつきましては、順次計画を立て、急いでしなければいけないもの、危険性があるものについては、年度ごとに予算を計上して、お諮りしながら進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（結城 弘明君） 岡本議員。

○議員（２番 岡本 陽子君） 今のご説明ですと、とりあえず安全な部分は、担保できるというところは、改修できているけれども、残りの部分というのは、本当に安全な部分で、支障がないところで、ちょっとずつ単年度で、補修をしていくという考え方でよろしいでしょうか。

○議長（結城 弘明君） 吉原宗像清掃工場場長。

○宗像清掃工場場長（吉原 賢治君） おっしゃるとおりでございます。どこが壊れているかわかりませんので、日々点検しながら、急いすべきところを順次行っていきたいと思っております。

ます。

以上でございます。

○議長（結城 弘明君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） ないようですので、次、28ページから34ページの公債費以降の歳出から調書に関する部分につきまして、質疑をお受けいたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） ないようですので、次、最後、6ページから9ページの歳入に関する部分につきまして、質疑をお受けいたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） 討論を終結いたします。

直ちに採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立8／8名〕

○議長（結城 弘明君） ありがとうございます。全員賛成であります。したがって、日程第8、認定第1号平成30年度玄界環境組合会計決算の認定については、認定されました。

日程第9. 議案第8号 平成31年度玄界環境組合会計補正予算（第2号）について

○議長（結城 弘明君） 日程第9、議案第8号平成31年度玄界環境組合会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

事務局長に内容の説明を求めます。

横田事務局長。

○事務局長（横田 浩一君） それでは、議案書の16ページをお開きください。

議案第8号、平成31年度玄界環境組合会計補正予算（第2号）について、説明いたします。

17ページをお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億159万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億112万2,000円とするものです。

歳出から説明いたします。

23、24ページをお願いします。

2款1項総務管理費1目一般管理費、補正前の額に6,452万4,000円を増額し、1億4,828万6,000円とするものです。25節積立金において、決算に伴う繰越金の基金への積み立てになります。

3款2項古賀清掃工場じん芥処理費1目じん芥処理総務費、補正前の額に660万円を増額し、2億3,815万7,000円とするものです。15節工事請負費において、ごみ焼却施設の灯油圧送ポンプ室の消火設備が自動で起動しないため、早急に制御盤を含め設備を更新するための補正です。

3款2項2目可燃物処理費、補正前の額に391万円を増額し、10億6,841万7,000円とするものです。11節需用費において、修繕料を17万8,000円増額します。これは、バキューム車の車検時に、エンジンポンプ及び制御基板の不良箇所を緊急に修繕したことにより、当初予定していました作業用ダンプトラックの修繕料を補う必要があるため、補正をするものです。18節備品購入費において、電動式フォークリフトの購入のため373万2,000円を増額します。これは、現在使用していますフォークリフトの使用年数が16年を超え、バッテリーの劣化による充電不良及び故障による修繕費が増加しているため、新たに購入するものです。

3款2項3目不燃物処理費、補正前の額に12万6,000円を増額し、1億4,365万7,000円とするものです。11節需用費において、修繕料を12万6,000円増額します。これは、作業用の油圧ショベルの不良箇所を緊急に修繕したことにより、当初予定していた作業用ダンプトラックの修繕料を補う必要があるため、補正をするものです。

3款3項宗像清掃工場じん芥処理費2目可燃物処理費、補正前の額に2,533万円を増額し、8億145万6,000円とするものです。13節委託料の施設・設備保守、整備等委託において、ごみ焼却施設の保守整備で新たに熔融炉耐火物等の整備が必要と判明したことにより、補正を行うものです。

25、26ページをお願いします。

3款3項3目不燃物処理費、補正前の額に110万円を増額し、1億6,082万6,000円とするものです。13節委託料の不燃物等処理委託において、廃家電品の処理量が当初の見込み量よりふえたため、これは、家電品を破碎処理して有価物として売却していましたが、不純物が多く混入していることから売却できなかったことで、補正を行うものです。

続きまして、歳入の説明をいたします。

戻りまして、21、22ページをお願いします。

4款1項1目財政調整基金繰入金、補正前の額に2,803万7,000円を増額し、1億2,651万6,000円とするものです。これは、今回の補正予算の調整として繰り入れをします。所属ごとの基金の内訳については、説明欄をごらんください。

5款1項1目繰越金、補正前の額に7,355万3,000円を増額し、8,652万4,000円とするものです。前年度からの繰越金を計上するためです。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（結城 弘明君） これより質疑に入ります。質疑は一括してお受けいたします。

質問の際には、ページ数、款項目節を示していただき、質問をお願いいたします。何かございませんか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） 討論を終結いたします。直ちに採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立 8 / 8 名〕

○議長（結城 弘明君） ありがとうございます。全員賛成であります。したがって、日程第 9、議案第 8 号平成 31 年度玄界環境組合会計補正予算（第 2 号）については、可決されました。

日程第 10. 同意第 2 号 玄界環境組合監査委員の選任について

○議長（結城 弘明君） 日程第 10、同意第 2 号玄界環境組合監査委員の選任についてを議題といたします。

なお、熊野監査委員は、本人の身分に関しておられますので、本議案の審議が終了するまで退席をお願いいたします。

〔熊野監査委員 退席〕

○議長（結城 弘明君） 事務局長に提案理由の説明を求めます。

横田事務局長。

○事務局長（横田 浩一君） それでは、議案書の 27 ページをお開きください。

同意第 2 号監査委員の選任について説明いたします。

監査委員の任期が、令和元年 11 月 30 日をもって満了することに伴い、新たに監査委員を選任するに当たり、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により、組合議会の同意を求めるものです。

熊野君男氏は、平成 23 年 12 月 1 日から当組合の監査委員としてご尽力いただいております、次期も継続してお願いするものであります。任期は 4 年間となります。

ご同意のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（結城 弘明君） お諮りいたします。本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） 異議なしと認めます。よって、直ちに採決をいたします。

日程第10、同意第2号玄界環境組合監査委員の選任については、これに同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立8／8名〕

○議長（結城 弘明君） ありがとうございます。全員賛成であります。したがって、日程第10、同意第2号玄界環境組合監査委員の選任については、同意することに決定いたしました。ここで、熊野監査委員の復席を認めます。

〔熊野監査委員 着席〕

○議長（結城 弘明君） ここで、同意を受け、監査委員に選任されました熊野監査委員に一言ご挨拶をお願いいたします。

○代表監査委員（熊野 君男君） ただいま、監査委員に選任いただきました熊野でございます。引き続き牧野監査委員とともに、中立、公正な監査に努めますので、よろしくお願いいたします。

○議長（結城 弘明君） どうもありがとうございました。よろしくお願い申し上げます。

以上で、本会議に付議されました案件の審議を全部終了いたしました。

ここでお諮りいたします。本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は議長に委任していただきたいと思いますと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） 異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は議長に委任していただくことに決定いたしました。

これにて、令和元年玄界環境組合議会第2回定例会を閉会いたします。

ご協力どうもありがとうございました。

午後2時33分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年11月18日

議 長 結城 弘明

署名議員 牧野真紀子

署名議員 上畝地白馬